

# 発令通知をじっくり見てみましょう②

## 第二基本給とは

私たちの発令通知に、第二基本給という項目があります。ところで、みなさんは、第二基本給とは何かご存知ですか？

第二基本給 1600円」と記載してあった場合、基本給がさらに1600円上がると思っているかもしれませんか？

**第二基本給とは、年令給と仕事給の昇給額の40%が退職まで積み立てられ、退職金を算出する際の基準となる金額が少なくなってしまう制度です。**

例えば、年令給の昇給額が1000円 発令通知への記載はありません)、仕事給の昇給額が3000円とすると、その合計金額の40%である1600円が、第二基本給となります。

この金額が毎年積み立てられ、最終的にはその累計額が、退職金から差し引かれるという仕組みになっています。発令通知にはこれまでの累計額が記載されています(要するに、第二基本給とは、会社から私たちに支給されるものではなく、私たちが会社に支給する基本給なのです。国労は第二基本給の廃止を重要な課題として、会社に要求しています。

## 発令通知の見方

### 発令通知

「一般—C2」	300,000円
内 年令給	100,000円
仕事給	200,000円
	(昇給額 3,000円)
<b>第二基本給</b>	<b>1,600円</b>
	(累計額 100,000円)

※金額は概算です

(例)退職時基本給30万円

第二基本給10万円

退職金支給月数 基本給×60ヶ月  
と仮にした場合

- ① 第二基本給ありの場合  
(30万—10万)×60ヶ月=1200万円
- ② 第二基本給なしの場合  
(30万—0円)×60ヶ月=1800万円

これまで、詳しく見たことがなかった...



自分の賃金のことだから、意識をもって学習しよう。



若い力

第 7 6 号

2017年 8月1日

発責 国労九州本部

博多区博多駅東3丁目9番3号

ニッコーハイツ1003号

JR 092-2075

NTT092-483-1515